

これからの国・地方を通じての課題について

平成 25 年 6 月 5 日

地 方 六 団 体

○地域経済・雇用対策等について

【地域経済・雇用】

- ・ 大胆な金融緩和、機動的な財政政策、民間需要を生み出す成長戦略の3本の矢によるいわゆるアベノミクスにより、景気回復に向けた明るい兆しが生まれている。
- ・ しかし、こうした効果は一部の分野にとどまっており、円安の進行に伴う原材料費、エネルギーコストの高騰等により、地域の中小企業や農林水産業にとっては厳しい状況も生じている。
- ・ このアベノミクスによる経済波及効果を地域全体に及ぼし、またタイムラグを埋めるためには、地域における内需振興、投資拡大、消費拡大についての施策が重要となる。そして、それは、地域毎の状況が異なるだけに、地域の実情に応じて地方が裁量できる施策とする必要がある。
- ・ 特に、地域経済再生の核となるのは、まさにその地域で活動する「人」であることを踏まえ、雇用創出、人材育成強化のため「人づくり」を中心とした基金創設といった地域雇用対策を進めるべきである。
- ・ なお、国の補助金のうち地方自治体を介さないものが出てきているが、地域の実情に精通した地方が必要に応じて関与できる仕組みとすべきである。

【国土強靱化】

- ・ 「防災・減災等に資する国土強靱化基本法案」が国会に提出されるなど、災害に強い国土づくりが、新たな国土づくりの取組みとして進められていることを歓迎している。
- ・ 南海トラフ巨大地震などに対する備えとしても新たな国土軸等が必要であり、また地域間の格差是正を実現するためにも、国土構造を改造する必要がある。全ての地域が希望をもって再生に取り組めるよう社会インフラ整備を求めたい。

【攻めの農林水産業】

- ・ 安倍内閣の取り組む「攻めの農林水産業」は第一次産業の底上げを図ろうとするもので評価したい。

- ・ 政策の具体化に際しては、成果が着実に上がるよう留意するとともに、輸出や農地の集積等が困難な地域にも十分配慮すべきである。

【地方税財政】

- ・ 国と地方が連携・協力してこそ日本の再生は実現できるのであり、地方が責任を持って地域経済を支えるためには、その基盤となる地方税財政の安定が必要である。平成 26 年度においては、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額を確保することにより、地域経済対策を十分講じられるようにすべきである。
- ・ 特に、地方交付税については、成長力の違いにより地域間格差が拡大する恐れがある中、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されることが経済効果を地域の隅々に波及させるために必要であり、その総額確保を強く求める。また、累増する臨時財政対策債については、そのあり方の全面的な見直しを行うとともに、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行う必要がある。
- ・ また、地方税等に関しては、以下の諸点に留意が必要である。

○引き続き、経済状況の好転を図り、平成 26 年 4 月における消費税及び地方消費税率の確実な引上げの実現を図るべき。

○地方法人課税は、地方公共団体からの行政サービスに対して法人が応分の負担をするという原則に基づくものであり、堅持すべき。

○地方法人課税のあり方の見直しや地方消費税を含む税制抜本改革により、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築し、地方税財源の充実強化と偏在の是正のための仕組みを早急に実現すべき。

○自動車取得税の見直しに当たっては、地方の意見を踏まえ、都道府県、市町村に減収が生じないよう安定的な代替の税財源を確保すべき。この措置が同時に実施されない限りは、自動車取得税は廃止すべきではない。

また、自動車重量税の見直しに当たっては、市町村においても、道路の維持管理・更新等に多額の財源が必要となることから、税収の 4 割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、市町村の財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すべき。

○償却資産に係る固定資産税は、償却資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目して課するものであるとともに、市町村の重要な財源であること

を踏まえ、現行制度を堅持すべき。

○ゴルフ場利用税は、所在地の行政需要に対応する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すべき。

○地球温暖化対策のための税は、その使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方税源化するなど、地方の役割等に応じた税財源を確保する仕組みを構築すべき。

○地方分権改革について

- ・ 政府は、安倍総理を本部長とする地方分権改革推進本部を設置し分権改革に内閣を挙げて取り組む姿勢を明確にしており、地方としても強く期待している。
- ・ 地方分権を進めるに当たっては、地域の実情に応じて柔軟に、自らにふさわしい自治の姿を選択できる、自立した地方自治システムを構築するとの視点が欠かせない。
- ・ こうした視点を踏まえ、地域自らが自主的、自立的に地域の活力の創造を行うことができるよう、地方への事務権限の移譲、「従うべき基準」の参酌基準化を含めた義務付け・枠付けの更なる見直しなどの取組みを進めるべきである。

○社会保障制度改革

- ・ 国において、地方が担う医療、介護、少子化対策等の基礎となる各社会保障システムの基盤充実を図ることがまずは必要である。さらに、各社会保障システムの制度設計に当たっては、全国一律の制度とするのではなく、地域の実情に応じて選択できる自由度の確保も重要である。
- ・ 国民健康保険については、財政基盤の強化策として社会保障・税一体改革時に2,200億円の公費を投入することとされており、まずはこれを確実に実施することが必要であるが、国保の構造的な問題を解決するためには不十分である。
- ・ 現在、社会保障制度改革国民会議において、後期高齢者支援金に全面総報酬割を導入することに伴い不要となる2,300億円の国費を国保に優先的に投入するという議論がなされているが、当面の国保の赤字解消を図るため、国の責任において早急に実施するべきである。

- ・ 今後も増嵩が見込まれる保険給付費に対して、医療費適正化の推進、安定した財源確保など国保財政安定化のための措置をさらに講ずるとともに、国保の抱える課題が早期に解決されるよう地方との十分な協議を求めたい。
- ・ また、国民会議では、国保の保険者を都道府県とすべきとの議論がなされているが、国保の構造的な問題を抜本的に解決し、将来にわたり持続可能な制度を構築することとした上で、国保の保険者のあり方について議論すべきである。